

# 第四十回 参議院大蔵委員会議録第六号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十時四十四分開会

出席者は左の通り

委員長 棚橋 小虎君  
理事 上林 忠次君  
佐野 廣君  
荒木正三郎君  
永末 英一君  
市川 房枝君  
青木 一男君  
大谷 賢雄君  
堀 未治君  
前田 久吉君  
木村禪八郎君  
原島 宏治君  
大竹平八郎君  
須藤 五郎君  
堺入長太郎君  
堺本 宜実君  
繁君  
高君

香員  
政府委員  
大蔵政務次官  
大蔵省関税長  
局常任委員会  
事務局側  
専門員  
大蔵省銀行  
大月

- 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 入場税法の一部を改正する法律案
- 国民の会議に付した案件
- 国民の会議に付した案件

(内閣送付、予備審査)  
○トランプ類税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから  
委員会を開きます。  
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、トランプ類税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、順次、提案理由の説明及び補足説明を聽取することにいたします。堺本大蔵政務次官。

○政府委員(堺本宜実君) ただいま議題となりました国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国民貯蓄組合法は、国民の健全な貯蓄を奨励する目的で、昭和十六年に制定施行されたのであります。戦後にわざましても、経済の再建と安定成長のための貯蓄の推進に大きな役割を果たして参ったのであります。特に、最近の経済情勢において、貯蓄の増強がますます重要となつて参ったことになります。また、貯蓄の優遇措置を講ずるとともに、国による貯蓄の利子等にかかる所得税の切掛けとして、今般、税制面における

一方、国民貯蓄組合制度のより適正な運営をはかるため、非課税扱いとし得る貯蓄の種類が従前多様でありましたので、これを三種類に分類し、同一の組合員による貯蓄については、貯蓄を受け入れる機関に対し非課税申込書の提出を要することとしようとするものであります。

ささらに、いわゆる窓口組合についても、そのうち二種類を選択し得ることとともに、非課税扱いを受けようとする貯蓄については、貯蓄を受け入れる機関に対し非課税申込書の提出を要することとしようとするものであります。

○國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○入場税法の一部を改正する法律案

○トランプ類税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

非課税限度額の引き上げを行なうこととし、また、この際、あわせて国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、所要の措置を講じようとするものであります。

以下改正の内容について、簡単に御説明申し上げます。  
まず、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかかる所得税の非課税限度額につきましては、昭和三十二年の改正以来、一種類の貯蓄につき三十円となつておりますが、近年における国民所得の増大と共に伴う国民一人当たりの貯蓄の増加に即応し、この際、これを五十万円に引き上げようとするものであります。

なお、貯蓄の増強のため国民貯蓄組合のあつせんの対象とし得る有価証券について、新たな種類を追加する必要が生じてくることも考え、命令によつて所要の措置をとれることにしようとするものであります。

○%に改めることとしております。

第二に、免税点については、現在、

次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
この法律案は、最近における入場税負担の状況等に顧み、その軽減合理化をはかるため、税率を引き下げるほか新たに一律の免税点を設けるとともに、展示会場及び遊園地等への入場に対する課税を廢止し、あわせて納稅方法を申告納稅制度に改める等税体系を整備改善するため、入場税法の一部を改正しようとするものであります。

まず、第一に税率の改正について申上げます。現行の税率は原則として七十円以下一〇%、百円以下二〇%、三百円をこえるもの三〇%となつておなり、ただ、演劇、音楽等については、三百円をこえるものから三〇%、純舞踊、純音楽等については、百円あるいは三百円をこえる場合にも二〇%とどめる等の特例が認められておりますが、これを入場税の性質にかんがみ、これらすべての催しものに対し一律一

限り、二十円または三十円の免税点が認められておりますが、これを廢止いたしまして、すべての催し物に対し一律三十円の免税点を設けることとし、零細負担の軽減と制度の簡素化をかねておなります。

第三に、課税の廢止であります。現在、展示会場、博覧会場及び遊園地は、いわゆる第二種の場所として、一〇%の税率で課され、また、いわゆるアマチュア・スポーツは、一定の条件のもとに承認を受けた場合に限り免税されるほかは、原則として課税されることとなつておりますが、これらの催しもの等の性格にもかんがみ、その課税を廢止することとしたとしております。

第四に、いわゆるみなし課税制度について改善をはかり、単なる割引の場合には実際に領収した入場料金によつて課税することとしたとしております。

このほか、納稅方法を申告納稅制度に改める等、他の間接税に準じて規定の整備改善をはかることとしたとしております。

なお、この法律は本年四月一日から施行することといたしておりますが、

課税範囲、税率、免税点及び非課税に関する改正は入場券の前売りとの関連において、五月一日から施行することといたしております。なお、前売り券についての経過的な取り扱いとしては、

五月一日以後に入場する入場券を四月一日以降に前売りする場合には、新税率を適用できるよういたしております。



関係がございまして、やはり品物について相当の船が不定期に入つてきていたりするような状況のようございます。したがいまして、今後やはり貿易量が順次増加していくつて開港の必要がござりますれば、もとより日本海側等についても考慮をしなければならないのじやないか、こういうふうに考えておられます。

○須藤五郎君 私はむしろ、こちら側、秋田港などは条件はそろつておるのだから、むしろ日ソ貿易をもつと發展させるという意味合いからも開港を早めたほうがいいのじやないか、むしろ、この際秋田港も開港したほうがいいのじやないか、こういうふうに考えるのはなんでしょう、これは三菱石油や日本鉱業等の関係で、その便宜をはかるというようなことで、私は今度開港に踏み切つておるのだろうと思ひますが、そういうことではなく、もっと大きな見地に立つて、ソ連貿易、中国貿易、朝鮮貿易などを発展させていくという意味合いから、むしろ秋田港、伏木港ですか、そこらを開港しておられるわけです。水島港の開港というの

は、これはなんでしょう、これは三菱石油や日本鉱業等の関係で、その便

宜をはかるというようなことで、私は今度開港に踏み切つておるのだろうと思ひますが、そういうことではなく、

○政府委員(福益繁君) 前回も申し上げたと思うのですが、開港に踏み切つておるの

は、これはなんでしょう、これは三菱石油や日本鉱業等の関係で、その便

宜をはかるというようなことで、私は今度開港に踏み切つておるのだろうと思ひますが、そういうことではなく、

○須藤五郎君 私はむしろ、こちら側、秋田港などは条件はそろつておるのだから、むしろ日ソ貿易をもつと發展させるという意味合いからも開港を

早めたほうがいいのじやないか、むしろ、この際秋田港も開港したほうがいいのじやないか、こういうふうに考えるのはなんでしょう、これは三菱

石油や日本鉱業等の関係で、その便

宜をはかるというようなことで、私は今度開港に踏み切つておるのだろうと思ひますが、そういうことではなく、

○須藤五郎君 行政協定では、開港、

開港すべきだ、かようには実は考えておられました。今回も一応、水島との比較並

びに従来開港を指定いたしました実績を見まして、まだ若干落ちるといふところから、もう一回検討をいたしたい

といふことで、実は今度は開港を差し控えた。決して、将来にわたつてこの

開港を指定しないという考え方では毛頭ございません。

○須藤五郎君 鹿児島空港の開港ですがね、これまで鹿児島空港には沖縄からのアメリカの飛行機は発着していないのですか。

○政府委員(福益繁君) 鹿児島の空港が一般にこういう、何と申しますか、

外國との間の空路、これを開きましたのは、日本とアメリカとの協定で、昨

年九月に実はそういう協定ができるまし

て、それ以来空路が開設されたという

事情でありますまして、それ以前は、別にアメリカの飛行機というものも外國の

飛行機も参つております。

○須藤五郎君 今日まで一度も来たことがないのですか。

○政府委員(福益繁君) 正式な航空路の開設ということでなしに緊急避難み

いふことをやつて参つておるわけなん

であります。したがいまして、御指摘の北洋材の輸入、そういうものの動きも見まして、当然ある程度のそ

ういう実績なり見通しがつきますれば開港すべきだ、かようには実は考えてお

られました。今回も一応、水島との比較並

びに従来開港を指定いたしました実績

を見まして、まだ若干落ちるといふところから、もう一回検討をいたしたい

といふことで、実は今度は開港を差し控えた。決して、将来にわたつてこの

開港を指定しないという考え方では毛頭ございません。

○須藤五郎君 鹿児島空港が開港した場合、

沖縄からのアメリカの軍用機が自由に発着できるということになるのですか。

○須藤五郎君 調べて下さい。

今後、鹿児島空港が開港した場合、

沖縄からのアメリカの軍用機が自由に発着できるかといふことになります。

○須藤五郎君 これはこの前の委員会

でも荒木さんなんかが質問されたとき

うのですが、いわゆる密輸の問題です

ね、これとやはり関係が深いと思うの

ですよ。はたしてほんとうに税関が、

アメリカ空軍が来た場合適正な検査を

し得るのかどうかといふ点が残つています。

○須藤五郎君 ありますから、それを今度の委員会

で答えていただいて、きょうはこれで

いいです。

○大竹平八郎君 この水島と鹿児島と

いうように今度は限定されておるが、

問題になつたのは秋田とか蒲郡、大船渡、こういうようなものが問題になつ

てゐたようですが、まあ本年度政府の方針としては、自由化九〇%遂行す

る、こういうことになつてゐるのですが、この自由化に関連して、どうなん

ですか、今出だ二つ以外にさらに緊急

接。そういう観点から、船の出入りが便利になれば背後地も利点を受けると

いうこともありますが、大

体、私ども從来開港を指定します場合

の条件としましては、ある程度やはり

実績が出まして、その実績を土台とし、

また將來の見通しをつけて開港すると

いうことをやつて参つておるわけな

であります。

したがいまして、御指

摘のよう日本海側の港、たゞ伏木に

ついてはすでに開港しております。秋

田の場合はございますと、将来性、た

とえば北洋材の輸入、そういうもの

の動きも見まして、当然ある程度のそ

ういう実績なり見通しがつきますれば

開港すべきだ、かようには実は考えてお

られました。

機は日本の飛行場に発着できるという

ことになつてゐるのですか

○政府委員(福益繁君) 行政協定では、開港、

開港にかかわらず、アメリカの飛行

機は日本に飛行場に発着できるとい

うことです。

○政府委員(福益繁君) 軍用機の場合

は、どういう形で軍用機の空港の利用

が認められるかといふ関係が、実は航

空局のほうでやつておりますので、こ

こでつまづらかにできなかつたわけで

ござりますが、税關の貨物検査でござ

ります。税關検査はやるわけでござ

ります。

○須藤五郎君 これがこの前の委員会

でも荒木さんなんかが質問されたと思

うのですが、いわゆる密輸の問題です

ね、これとやはり関係が深いと思うの

ですよ。はたしてほんとうに税關が、

アメリカ空軍が来た場合適正な検査を

し得るのかどうかといふ点が残つてい

ます。

○須藤五郎君 ありますから、それを今度の委員会

で答えていただいて、きょうはこれで

いいです。

○大竹平八郎君 それで、これに伴う

ものでござります。

○大竹平八郎君 そういたしますと、

これはどのくらいの人員を要するので

ですか。この対沖縄関係の仕事だけで鹿

児島空港を開港するにあたつて、人員

としてはどれくらいい要するのですか。

○政府委員(福益繁君) もつばら、沖

縄との空路が開設された、これに伴う

ものでござります。

○大竹平八郎君 そういたしますと、

これはどのくらいの人員を要するので

ですか。この対沖縄関係の仕事だけで鹿

児島空港を開港するにあたつて、人員

としてはどれくらいい要するのですか。

○政府委員(福益繁君) それで、これに伴う

ものでござります。

○大竹平八郎君 それで、これに伴う

ものでござります。

○政府委員(福益繁君) 現在のところ

は、まだ定員が決まっておりません。

○政府委員(福益繁君) それで、これに伴う

ものでござります。

○大竹平八郎君 それで、これに伴う

ものでござります。

○政府委員(福益繁君) それで

た。この中に水島出張所新設に伴う増員分と、それから鹿児島空港出張所増員に伴う分、こういうものを織り込んでございます。

○大竹平八郎君 しかし、たとえば神戸とか東京とか、大きいところでも今まで相当欠員を生じているのじゃないですか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(稻益繁君) 昨年四百名――昨年と申しますが、この三十六年度で四百名の増員がありまして、当初は採用その他についてかなり難波しかたのであります。実際にはいろいろな形で定員の充足をいたしまして、通常考えられますようない欠員、年度間必ずある程度の欠員はございます。ございますが、通常考えられます程度の欠員で大休暇を取らせておるわけでございます。

○大竹平八郎君 三十七年度の四百名という増員は、大体補充される見込みですか。

○政府委員(稻益繁君) 补充できる見込みでございます。

○佐野廣君 蒲郡というのが、実績がないのに、何で問題になつたのですか。

○政府委員(稻益繁君) 私、地元の方にもいろいろ伺つたのでござりますが、蒲郡ではある程度将来を目指しまして、あの三河地方に工業地帯を作りました。私がもととしては、ある程度の実績ができませんと從来やつておりませんので、まだ現在の実績ではないがございましょうかというようなことを申

し上げておるという段階なんです。したがいまして、何と申しますか、まあ

蒲郡港として、現在も一万トン級のものが埠壁にすぐ着くという港の設備でございます。

○大竹平八郎君 しかし、たとえば神戸とか東京とか、大きいところでも今まで相当欠員を生じているのじゃないですか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(稻益繁君) 今年四百名――昨年と申しますが、この三十六

年度で四百名の増員がありまして、当初は採用その他についてかなり難波しかたのであります。実際にはいろいろな形で定員の充足をいたしまして、通常考えられますようない欠員、年度間必ずある程度の欠員はございます。ございますが、通常考えられます程度の欠員で大休暇を取らせておるわけでございます。

○大竹平八郎君 三十七年度の四百名といふ増員は、大体補充される見込みですか。

○政府委員(稻益繁君) 补充できる見込みでございます。

○佐野廣君 そのところとおりでございます。

○須藤五郎君 今度の開港の水島港でございます。

○佐野廣君 蒲郡というのが、実績がないのに、何で問題になつたのですか。

○政府委員(稻益繁君) 私、地元の方にもいろいろ伺つたのでござりますが、蒲郡ではある程度将来を目指しまして、あの三河地方に工業地帯を作りました。私がもととしては、ある程度の実績ができませんと從来やつておりませんので、まだ現在の実績ではないがございましょうかというようなことを申

一、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

二、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

三、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

四、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

第五条第一項第八号中「又ハ社債

(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタ

ル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ

発行スル債券ヲ含ム以下同ジ」

を、「社債其ノ他ノ有価証券」に改める。

第三条ノ二の次に次の二条を加える、

第三条ノ三 命令ヲ以テ定ムル国民

貯蓄組合ノ代表者ハ組合員タラン

トスル者ニ付其ノ組合員タル資格

ニ関スル事項ヲ調査スル為必要ナ

ル証明ヲ求ムルコトヲ得

第四条を次のように改める。

第四条 第三条第一項前段ノ規定ニ

依ル届出ヲ為シタル国民貯蓄組合

ノ組合員(法人ヲ除ク)ガ國民貯

蓄組合ノ幹旋ニ依リ且命令ノ定ム

ニ付其ノ他ノ為ス者ニ提出シテ左ニ

掲タル時蓄ヲ為シタル場合ニ於テ

第一号又ハ第二号ニ掲タル時蓄ノ

元本ガ五十万円ヲ超エザルトキ及

第三号ニ規定スル有価証券ニシテ

命令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保

管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモ

ノノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額

ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以

下額面金額等ト称ス)ノ合計額ガ五十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯蓄ニ係ル利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ所得税ヲ課セズ

一、命令ヲ以テ定ムル預金中何レカ一ノ預金

二、金銭信託申込運用信託

三、國債及第二条第一項第八号ニ掲タル有価証券ノ買入

前項ニ規定スル非課税時蓄申込書ハ同項各号中同レカ一又ハ二ノ号ニ掲タル時蓄ニ付テノミ之ヲ提出スルコトヲ得

第一項ノ規定ハ組合員ガ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ属スル国民貯蓄ニ解消シタル後ニ支払ヲ受クベキ利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一條ハ之ヲ適用セズ

附則

第一項ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一條ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一項ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一項ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一項ハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第一項ハ之ヲ適用セズ

民貯蓄組合法(以下「新法」とい

う。)の適用を受けるための申込書(以下「新法適用申込書」とい

う。)を当該貯蓄の受け入れをした者は、その提出があつた日以後、新法第四条第一項に規定する非課税

貯蓄申込書を提出して貯蓄とみなす。

法第四条第一項に規定する非課税

貯蓄申込書を提出した場合は、当該貯蓄とみなす。

及び新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出しようとするときは、同項各号のうちいずれか一又は二の母に掲げる貯蓄についてのみこれらの申込書を提出することができる。

同一の組合員が新法適用申込書及び新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出しようとするときは、同項各号のうちいずれか一又は二の母に掲げる貯蓄についてのみこれらの申込書を提出することができる。











掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署長」と、「当該税務署長又は税関長」と、「当該税務署長」とあるのは「当該税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。  
第十七条を次のように改める。  
(免税トランプ類の表示等)

(免税トランプ類の表示等)

(第十八条を次のように改める。  
(もどし入れの場合のトランプ類  
税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がそ  
の製造場から移出したトランプ類  
を当該製造場にもどし入れた場合  
には、次の各号の一に該当する場  
合を除き、その者が当該もどし入  
れの日の属する月の翌月以後に提  
出期限の到来する次条第一項の規  
定による申告書（同項に規定する  
期限内に提出するものに限る。以  
下次項において同じ。）に記載し  
た同項第四号に掲げるトランプ類  
税額の合計額から当該トランプ類  
につき当該移出により納付され  
た、又は納付されるべきトランプ

3 前二項の場合において、これら  
項又はこの項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

5 前四項の規定による控除又は還付を受けようとするトランプ類の製造者は、該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該トランプ類のものどし入れ又は移入に関する明細書及び當該ものどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6 相続(包括贈与)を含む。以下同じ。)によりトランプ類の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人

第四章の次に次の一章を加える。  
第五章 申告及び納付等

五 第十八条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするトランプ類税額（前号に掲げるトランプ類税額のうち、既に確定したもの）を含む。）

六 第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から前号に掲げるトランプ類税額を控除した金額に相当するトランプ類税額（以下「納付すべき税額」という。）

七 第四号に掲げるトランプ類税額の合計額から第五号に掲げるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

前条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定によ

トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は第十五条の二第一項若しくは前条第一項の規定に該当するトランプ類を保稅地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該トランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該トランプ類がそれらの項に該当するものである旨の表示をしなければならぬ。

一 当該トランプ類が当該移出後使用されたものである場合

二 当該トランプ類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項の規定の適用があった場合

トランプ類の製造者が他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合（前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該トランプ類をその移

4 トランプ類の製造者が、その製造場から移出したトランプ類（当該移出後使用されたものを除く）を、その製造を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定める手続により当該製造場であった場所の所在地の轄税務署長の承認を受けて当該トランプ類を廃棄したときは、第一

ンブ類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について、同準用する。この場合において、同項中「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

の項の規定により控除を受けようとする月の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載され

か、当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）が当該製造場から移出したトランプ類を、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、前各項の規定を適用する。

告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から提出したトランプ類の区分及び区分ごとの組数

二 第十五条又は第十六条の規定

る申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。（引取りに係るトランプ類についての課税標準の申告）  
**第十八条の三 トランプ類を保税地城から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取るトランプ類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地城の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。**  
(移出に係るトランプ類についてのトランプ類税の期限内申告による納付)  
**第十八条の四 第十八条の二第二項の規定による申告書を提出したトランプ類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する金額のトランプ類税を、国に納付しなければならない。**  
(引取りに係るトランプ類についてのトランプ類税の徵収等)  
**第十八条の五 保税地城から引き取られるトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地城の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徵収する。**

**2** 第六条第三項の規定に該当する  
トランプ類に係るトランプ類税  
は、同項に規定するトランプ類の  
製造場の所在地の所轄税務署長  
が、その移出した日の属する月の  
翌月末日を納期限として徵収す  
る。

項」を「第十八条の二第一項」に改める。  
第二十一条第三項中「第二十七条  
第二項」を「第二十七条第一項」に改める。

3 ランプ類の製造者（第六三条第一項に規定する受託者等を含む。）又は販売業者について、相続があつた場合において、当該相続によりランプ類の製造業者又は販売業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、そのランプ

トランプ類税が納付される場合又は第十五条の二第七項本文（第六条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。  
第六章中第三十六条の次に次の二条を加える。

第一項を削り  
しを「(保全  
項に規定する  
り、「又は税務  
者長又は税關  
税地域から引き  
同条第一項を

4 告白があつたものとみなす。  
前項の規定は、合併によりトラ  
ンプ類の製造業を承継した法人が  
ある場合について準用する。この  
場合において同項中「当該相続人  
とあるのは、「当該合併後存続する  
法人又は当該合併により設立した  
法人」と読み替えるものとする。

八条第二項の下に「又は第四項を加え、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

事項をの伝政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

は、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。  
「第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等」を「第六章 雜則」に改める。  
第二十条第三項中「第十一條第一

第七章の章名を削り、第二十八条から第三十一条までを次のよう改める。

第二十八条から第三十一条まで削除  
第三十二条第一項中「所轄税關長。以下次項」を「所轄税關長。以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十五条中「第十五条第六項本項本文、第十六條第四項本文、第三十七條第三項又は第三十八條第二項本文」を「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するとして製造場から移出されたトランプ類がこれらの項の規定の適用を受けないこととなつたことにより

第三十九条中第八号を第九号とし、  
同条第二号から第七号までを一  
づつ削り下げ、第一号の次に次の  
一号を加える。

二 第十五条第七項の規定によ  
書類の提出を怠り、又は偽りの書  
類を提出した者

